平成２７年（フ）第７０５号
神奈川県藤沢市辻堂新町２丁目１番19号　ブリーズハウス105
債務者　鈴木　　勝
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　賢史
4　破産債権の届出期間　平成27年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２号
三重県四日市市広永町647番地261
債務者　柴田　　俊
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　龍範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
広島県呉市海岸２丁目15番９―601号
債務者　上野志麻子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相川祐一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２２号
北海道北見市常盤町５丁目11番地９　コーポノーブル101号
債務者　鈴木　英樹
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
群馬県邑楽郡明和町梅原1021番地２
債務者　飯塚　照夫（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野口通隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１４号
岩手県一関市字散田40番地１、前住所岩手県一関市山目字中野45番地３　ボヌール中野Ａ102
債務者　宮武　　功
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　俊晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月18日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１５号
岩手県一関市字散田40番地１、前住所岩手県一関市山目字中野45番地３　ボヌール中野Ａ102
債務者　宮武　沙知
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　俊晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１９２号
仙台市泉区将監９丁目１番10―302号
債務者　竹谷　ゆか（旧姓森合）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井実千生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
三重県鈴鹿市寺家１丁目37番10号　デュエ104号室
債務者　中野　裕泰
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
秋田市保戸野すわ町４番11号
債務者　秋田柴忠こと　柴田　錬二
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　虻川　高範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６号
秋田県にかほ市金浦字金浦111番地１
債務者　佐藤　祐介
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　一史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１１１号
愛媛県松山市東野５丁目甲930番地50
債務者　髙市　良男
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６号
宮城県登米市中田町浅水字江ノ尻80番地３
債務者　牧野　勝江
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第９号
岩手県一関市末広２丁目１番５号
債務者　福山　良壽
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１６号
岩手県一関市東山町松川字深堀内ノ目16番地
債務者　千葉　　恵
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１７号
岩手県一関市山目字境59番地１　境ハイツラビリンス208
債務者　鈴木　武浩
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１０１号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷854番地の６
債務者　仲里とも子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部